「東海地域デジタルインフラ整備・活用推進協議会」
開催要綱

１ 目的

「デジタルインフラ整備計画2030」の方針を踏まえ、東海地域において、自治体や通信事業者等による地域ニーズに応じたデジタルインフラの整備、これを用いた地域や社会の課題解決に資する先進的なソリューションの創出・普及を一体的に推進する。

２ 名称

本協議会は、「東海地域デジタルインフラ整備・活用推進協議会」と称する。

３ 取組事項

（１）光ファイバ・モバイルネットワーク共通事項

①地域ニーズ等と通信事業者の整備計画・整備意向とのマッチング

②潜在的なニーズの発掘・具体化と最適なデジタルツールのマッチング

（２）光ファイバ関連事項

①自治体の整備意向に基づく未整備地域へのインフラ整備の推進

②公設設備の民間移行の促進

（３）モバイルネットワーク関連事項

①非居住地域を含めた地域のニーズを踏まえたインフラ整備の推進

②補助事業の活用により優先して整備する箇所を選定

（４）地域や社会の課題解決に資する先進的なソリューションの創出・普及の一体的推進

①関係省庁との連携による地域課題解決プロジェクトの推進

②地域課題ニーズや有効なソリューション等のマッチングの実施

（５）その他

本協議会で取り組むことが適当と認められる事項

４ 構成及び運営

（１） 本協議会の構成機関は、別紙のとおりとする。

（２） 本協議会は、必要に応じ構成員又はオブザーバーを追加することができる。

（３） 本協議会は、必要に応じ構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（４） 会合の開催日時、議事、出席者の構成、開催方法等は、事務局が必要に応じ構成機関等と調整し定める。

（５） 会合は年に１～２回程度開催する。また、必要に応じ地域（県別等）別、分野（光ファイバ、モバイルネットワーク等）別の会合を開催する。

（６） 本協議会では、通信事業者の整備計画に係る詳細な情報や整備箇所の選定に資する情報などを取り扱うため、会合は原則非公開により開催する。

（７） 事務局は会合終了後速やかに議事概要を作成し構成機関間で共有する。なお、作成した議事概要、配布資料等ともに原則公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合は、議事概要、配布資料等の全部又は一部を非公開とすることができる。

（８） その他、本協議会の運営に必要な事項は東海総合通信局が定める。

５ 開催期間

本協議会の開催期間は、当面の間とする。

６ その他

本協議会の事務局は、東海総合通信局情報通信部情報通信振興課、無線通信部電波利用企画課及び陸上課がこれを行うものとする。

別紙

「東海地域デジタルインフラ整備・活用推進協議会」構成機関

１　構成員

（自治体）

東海４県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

東海４県の市町村

（通信事業者）

ＮＴＴ西日本株式会社

中部テレコミュニケーション株式会社

日本ケーブルテレビ連盟東海支部

株式会社ＮＴＴドコモ

ＫＤＤＩ株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

（国の機関）

農林水産省関東農政局

東海農政局

総務省東海総合通信局

２　オブザーバー

（インフラシェアリング事業者）

株式会社ＪＴＯＷＥＲ

住友商事株式会社

Sharing Design 株式会社

（基地局設置協力事業者）

日本郵便株式会社

（有識者）

東海管内に活動基盤を持つ地域情報化アドバイザー

（事務局）東海総合通信局